

福岡市の民泊の現状について

平成30年10月3日

- 1 福岡市内の民泊施設数
- 2 民泊仲介サイト掲載件数の動向
- 3 民泊営業を行うための相談件数
- 4 民泊に関する苦情件数
- 5 民泊に対する福岡市の取組み
- 6 今後の課題

(参考) 市内民泊等の価格帯

(1) 福岡市内の民泊施設数(H30.8月末)

- ・住宅宿泊事業法に基づく届出施設： 370件
- ・簡易宿所等の旅館業法許可を取得した施設※： 214件(596室)

※次の要件のいずれかを満たす施設

- ①住居混在型宿泊施設
- ②フロント代替措置宿泊施設
- ③延床面積33㎡未満の宿泊施設

(2) 民泊仲介サイト掲載件数の動向

- ・住宅宿泊事業法等施行後(6/15), 民泊仲介サイトは違法民泊の掲載禁止

大手民泊仲介サイト上の福岡市内民泊掲載件数(重複掲載含む)

	掲載施設数	備考
法施行前(H30.3月末)	約2,200件	違法施設が大半を占める
法施行後(H30.8月末)	約1,100件	適法施設のみを掲載

(3) 民泊営業を行うための相談件数

年度	28年度	29年度	30年度 8月末
相談件数	535	648	523

(4) 民泊に関する苦情件数

年度		28年度	29年度	30年度 8月末
苦情件数		96	169	71
内訳※	見知らぬ人が出入りして不安	38	62	29
	騒がしい	26	49	19
	衛生面不安(ごみなど)	21	34	22
	その他	53	60	42

※複数回答のため総数は苦情件数と一致しない

(5) 民泊に対する福岡市の取組み

・監視指導体制の強化

- ⇒環境衛生監視員を増員し、監視指導体制を充実
- ⇒福岡県警との連携による悪質な違法民泊への取締り強化

・庁内外の関係機関との連絡体制の構築、相談窓口の明確化

- ⇒福岡県警、福岡県、九州地方整備局などの関係機関と連絡会議を開催し、連絡体制を構築
- ⇒市内苦情相談窓口を各区保健福祉センター衛生課と明確化

・新しい法制度についての周知・広報

- ⇒住宅宿泊事業法等の制度内容や市の取組み等をまとめたリーフレットの作成・配布，
市政だより・ホームページによる広報，自治協議会への説明 など

・違法民泊調査，民泊仲介サイトからの違法民泊削除

- ⇒民泊仲介サイトの取扱う物件を精査
- ⇒違法物件については，民泊仲介サイト，観光庁に対し削除要請

(6) 今後の課題

- 違法民泊への監視・指導の継続

- ⇒住宅宿泊事業法等の施行により、民泊仲介サイトから違法業者の排除は概ね行えているが、悪質な業者はより巧妙に違法民泊を行う可能性がある

- 海外民泊仲介サイトの監視・指導

- ⇒海外民泊仲介サイトの監視・指導等については観光庁(国)との連携が重要

- 海外在住の違法民泊オーナーへの指導

- ⇒事業者が海外在住のため、指導等に時間を要する

- 増加する旅館業許可取得相談への対応 など

- ⇒適法民泊で営業を行いたい事業者の急増

(参考) 市内民泊等の価格帯(2018.9.26福岡市調べ)

